

## 医療管理ニュース Vol.82

## 歯科医療機器の廃棄物処理

前回の医療管理ニュースで医療廃棄物の取扱いとマニフェストについて記載しましたが、歯科用チェアユニットやレントゲン装置など現在使用している医療機器が故障して修理不能になったり、入れ替え等によって不用になり廃棄処分する場合も「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」等の定めに加え、感染拡大防止の理由等により特有の規定遵守が求められ、医療機器も石膏等の医療廃棄物とは別に運搬業者と処分業者と契約し、適正な廃棄行為を行わなければなりません。

**排出事業者の責任**

廃掃法では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。この事業者に歯科医院も含まれます。廃掃法では、廃棄物の処理を委託することが認められているため、自治体が許可した適正な運搬業者と処分業者に処分を委託するのが一般的です。

**廃棄処理の委託・契約**

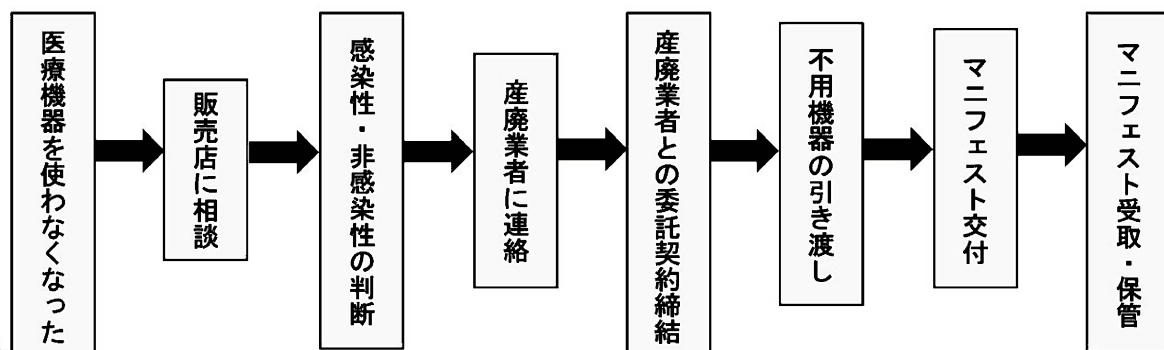
廃掃法では、事業者は廃棄物の処理を他人に委託することが認められていますが、法で定められた委託基準に従わなくてはなりません。すなわち、自治体の許可を得た運搬業者に運搬を、同様に許可を得た処分業者に処分を、それぞれ委託する必要がある、運搬業者、処分業者と書面で契約を交わさなければなりません。

**マニフェストの交付**

廃掃法では、排出業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物を引き渡す際に、定められた事項を記載したマニフェストを交付することが義務付けられています。更に、産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを証明するため、交付したマニフェストの写しの保管義務（5年）が発生します。

**罰 則**

無許可業者に委託した事業者に対して、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処し、これを併科することが定められています。また、マニフェストを交付しなかった、必要な項目を記載しなかった、虚偽の記載をして交付した、その写しを5年間保存しなかった事業者に対しては、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金が定められています。

**歯科医療機器の廃棄の流れ**

(委員長 清水公雄)